

水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（抜粋）

昭和49年3月27日条例第18号

水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例をここに公布する。

水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第3条第3項及び第4項（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の2の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）の規定に基づき、法第3条第1項の排水基準に代えて適用すべき同項で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準及びこれを適用すべき区域の範囲を別表第1から別表第4までのとおり定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

（旧条例の廃止）

- 2 水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（昭和46年兵庫県条例第54号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の際特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場（以下「既設事業場」という。）については、本則の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる期間は、本則の規定は、適用しない。

（1） 瀬戸内海水域（別表第2備考1に規定する区域をいう。）内にあるもの、この条例の施行の日から2年間（別表第2の規定が適用されるもののうち、同表の既設事業場の適用の日欄に期日の定めのあるものにあつては、当該期日の前日までの間）

（2） 円山川水域（別表第3備考1に規定する区域をいう。）内にあるもの この条例の施行の日から6箇月間

（3） その他の区域内にあるもの この条例の施行の日から2年間

- 4 旧条例の規定に基づく排水基準が定められていた既設事業場の前項に規定する期間に係る排水基準については、なお従前の例による。

附 則（昭和51年3月26日条例第10号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）の当該施設を設置している工場又は事業場のうち、旅館業及び研究、試験、検査等業務施設に係るもの並びに矢田川及び岸田川水域にあるものについては、改正後の水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）本則の規定にかかわらず、この条例の施行の日から1年間は、改正後の条例本則の規定は、適用しない。

附 則（昭和63年3月26日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している工場又は事業場（昭和63年3月31日において、改正前の水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（以下「改正前の条例」という。）に水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項に規定する排水基準で定める許容限度により厳しい許容限度の排水基準が定められていないもの及び同年4月1日以降改正後の水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）で定める排水基準が改正前の条例で定める排水基準より厳しくなるものに限る。）については、改正後の条例の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる期間は、改正後の条例の規定は、適用しない。

（1）別表第2から別表第4までの適用の日の欄に期日の定めのあるもの 当該期日の前日までの間

（2）その他のもの この条例の施行の日から6箇月間

3 前項に規定する工場又は事業場の同項に規定する期間に係る排水基準については、なお従前の例による。

附 則（平成3年10月9日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成3年11月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第12条の2の規定により水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する指定地域特定施設とみなされる施設（以下「みなし指定地域特定施設」という。）のみを特定施設等（法第2条第2項に規定する特定施設又はみなし指定地域特定施設をいう。）として設置している者の当該みなし指定地域特定施設を設置している工場又は事業場については、改正後の水質汚濁防止法第3条第3項の排水基準に関する条例（以下「改正後の条例」という。）本則の規定にかかわらず、この条例の施行の日から1年間は、改正後の条例本則の規定は、適用しない。

附 則（平成12年12月21日条例第58号）

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年3月28日条例第11号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月21日条例第60号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

別表第2 瀬戸内海水域における有害物質以外のものに係る排水基準

区分		許容限度												
		生物化学的酸素要求量 [単位1リットルにつきミリグラム]	化学的酸素要求量 [単位1リットルにつきミリグラム]	浮遊物質 量 [単位1リットルにつきミリグラム]	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 [単位1リットルにつきミリグラム]		フェノール類含有量 [単位1リットルにつきミリグラム]	銅含有量 [単位1リットルにつきミリグラム]	亜鉛含有量 [単位1リットルにつきミリグラム]	溶解性鉄含有量 [単位1リットルにつきミリグラム]	溶解性マンガン含有量 [単位1リットルにつきミリグラム]	クロム含有量 [単位1リットルにつきミリグラム]	ふっ素含有量 [単位1リットルにつきミリグラム]	大腸菌群数 [単位1立方センチメートルにつき個]
					鉱油類	動植物油脂類								
既設特定事業場	畜産農業	排水量 100 立方メートル未満のもの	—	160(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		排水量 100 立方メートル以上のもの	100(80)	100(80)	150(120)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	排水量 1,000 立方メートル未満のもの	60(50)	60(50)	100(80)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		排水量 1,000 立方メートル以上のもの	35(25)	35(25)	80(60)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	食料品製造業及び飲料・飼料・たばこ製造業（たばこ製造業を除く。）	排水量 1,000 立方メートル未満のもの	—	130(100)	—	—	20	—	—	—	—	—	—	—
		排水量 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満のもの	100(80)	90(70)	130(100)	—	15	—	—	—	—	—	—	—
		排水量 5,000 立方メートル以上 10,000 立方メートル未満のもの	65(50)	55(40)	80(60)	—	9	—	—	—	—	—	—	—
	繊維工業	染色整理業	排水量 5,000 立方メートル未満のもの	—	100(80)	90(70)	—	—	1	—	—	—	—	—
			排水量 5,000 立方メートル以上のもの	55(40)	35(25)	50(40)	—	15	1	—	—	—	—	—
		その他のもの	排水量 1,000 立方メートル未満のもの	65(50)	65(50)	150(120)	—	—	—	—	—	—	—	—
			排水量 1,000 立方メートル以上のもの	35(25)	35(25)	50(40)	—	20	—	—	—	—	—	—
	パルプ・紙・紙加工品製造業	パルプ製造業	90(70)	90(70)	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		その他のもの	排水量 5,000 立方メートル未満のもの	80(60)	80(60)	90(70)	—	—	1	—	—	—	—	—
			排水量 5,000 立方メートル以上 10,000 立方メートル未満のもの	55(40)	55(40)	65(50)	—	—	1	—	—	—	—	—
	化学工業	ゼラチン・接着剤製造業	排水量 10,000 立方メートル以上のもの	30(20)	30(20)	50(40)	—	—	1	—	—	—	—	—
			排水量 1,000 立方メートル未満のもの	130(100)	65(50)	150(120)	4	—	1	—	—	3	—	—
		その他のもの	排水量 1,000 立方メートル以上 10,000 立方メートル未満のもの	80(60)	55(40)	130(100)	3	20	1	—	—	3	—	—
			排水量 10,000 立方メートル以上 30,000 立方メートル未満のもの	40(30)	35(25)	80(60)	2	15	1	—	—	3	—	—
			排水量 30,000 立方メートル以上のもの	20(10)	35(25)	50(40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—
			排水量 30,000 立方メートル以上のもの	20(10)	30(20)	50(40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—
石油精製業及び潤滑油製造業	その他のもの	排水量 100 立方メートル未満のもの	20(10)	20(10)	50(40)	1.5	10	1	—	—	3	—	—	
		排水量 100 立方メートル以上 400 立方メートル未満のもの	30(20)	30(20)	40(30)	1	—	1	—	—	—	—	—	
		排水量 400 立方メートル以上のもの	20(10)	20(10)	30(25)	1	—	1	—	—	—	—	—	

区分			許容限度												
			生物化学的酸素要求量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	化学的酸素要求量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	浮遊物質 量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	フェノール類含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	銅含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	亜鉛含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	溶解性鉄含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	溶解性マンガン含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	クロム含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	ふっ素含有量 〔単位1リットルにつきミリグラム〕	大腸菌群数 〔単位1立方センチメートルにつき個〕	
既設特定事業場	下水道終末処理施設	中級処理のもの	80(60)	—	130(100)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		高級処理のもの	25(20)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	その他の業種又は施設	排水量 1,000 立方メートル未満のもの	100(80)	100(80)	150(120)	4	—	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量 1,000 立方メートル以上 5,000 立方メートル未満のもの	60(50)	60(50)	90(70)	2	20	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量 5,000 立方メートル以上 10,000 立方メートル未満のもの	35(25)	35(25)	50(40)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—	—
		排水量 10,000 立方メートル以上のもの	20(10)	20(10)	40(30)	1.5	15	1	—	—	—	—	—	—	
その他の特定事業場	旅館その他の宿泊所		25(20)	25(20)	60(40)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	医療業		25(20)	25(20)	60(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3 (800)	
	研究、試験、検査等の業務用の施設		25(20)	25(20)	60(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3 (800)	
	し尿処理施設	し尿浄化槽	25(20)	50(40)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		その他のもの	25(20)	60(50)	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	下水道終末処理施設		25(20)	—	90(70)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	その他の業種又は施設	排水量 100 立方メートル未満のもの		40(30)	40(30)	50(40)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3 (800)
排水量 100 立方メートル以上 400 立方メートル未満のもの		30(20)	30(20)	40(30)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3 (800)		
排水量 400 立方メートル以上のもの		20(10)	20(10)	30(20)	1	5	0.1	0.5	1.5	2	2	0.6	3 (800)		

備考1 この表に掲げる排水基準を適用すべき区域の範囲は、漁業法（昭和24年法律第267号）第109条第2項に規定する瀬戸内海の海域及びこれに流入する公共用水域で、県の区域に属する区域とする。

- 2 この表に掲げる排水基準は、排水量が30立方メートル以上である特定事業場に係る排出水について適用する。
- 3 この表に掲げる排水基準を適用する特定事業場のうち、2以上の業種又は施設の区分に該当するものにあつては、当該特定事業場に係る排出水については、主たる業種又は施設の区分の排水基準を適用する。
- 4 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、下水道終末処理施設及びし尿処理施設を除き、海域及び湖沼に排出される排出水については、適用しない。
- 5 銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量、クロム含有量及び^{ふっ}素含有量についての排水基準は、昭和49年12月1日においてゆう出している温泉を利用する旅館その他の宿泊所に該当する特定事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 6 この表に掲げる排水基準は、1の施設が特定施設等となつた際現に当該施設のみを特定施設等として設置している者の当該施設を設置している工場又は事業場に係る排出水については、当該施設が特定施設等となつた日から次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間は、適用しない。
 - (1) 特定施設 6月間（当該施設が法第12条第2項に規定する政令で定める施設である場合にあつては、1年間）
 - (2) みなし指定地域特定施設 1年間（当該施設が法第12条第3項に規定する政令で定める施設である場合にあつては、3年間）

- 7 この表に数値の定めのない項目及び水素イオン濃度（水素指数）の項目についての許容限度は、排水量が30立方メートル以上50立方メートル未満である特定事業場にあつては排水基準を定める省令（昭和46年総理附令第35号。以下「省令」という。）で定める許容限度とし、排水量が50立方メートル以上である特定事業場にあつてはこの表の規定による許容限度の定めがないものとする。
- 8 「既設特定事業場」とは次に掲げる特定事業場をいい、「その他の特定事業場」とは既設特定事業場以外の特定事業場をいう。
- (1) 昭和49年4月1日において、昭和49年改正政令の規定による改正前の政令別表第1に掲げる特定施設を設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
 - (2) 昭和51年4月1日において、昭和49年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
 - (3) 昭和63年4月1日において、昭和51年改正政令、昭和54年改正政令、昭和56年改正政令及び昭和57年改正政令の規定により政令別表第1に追加された特定施設のみを特定施設として設置している者の当該特定施設を設置している特定事業場
 - (4) 平成3年11月1日において、平成2年改正政令の規定により定められたみなし指定地域特定施設のみを特定施設等として設置している者の当該みなし指定地域特定施設を設置している特定事業場
 - (5) 備考7に規定する特定施設等のみを特定施設等として設置している者の当該特定施設等を設置している特定事業場
- 9 「排水量」とは、1日当たりの平均的な排出水の量をいう。
- 10 「中級処理のもの」とは高速散水濾床法、モディファイド・エヤレーション法その他これらと同程度に処理することができる方法により下水を処理するものをいい、「高級処理のもの」とは活性汚泥法、標準散水濾床法その他これらと同程度に処理することができる方法により下水を処理するものをいう。
- 11 「指定区域」とは、昭和49年3月31日において建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第32条第1項の規定に基づき特定行政庁が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域をいう。
- 12 ()内の数値は、日間平均値を示す。